② ソフトウェア構成・データベース構成について十分に理解できるスキルを有すること。
③ ハードウェアについて理解できるスキルを有すること。
④ 障害発生時に迅速に対応できるスキルを有すること。
⑶ 設備・システムに関する要件
当機構における実稼働と同構成品についてのシステム保守支援が行えること。
⑷ 著作者権等について
JDreamⅡシステムの基本部分は、当該特定事業者が著作権等を有していることから、本パッケージの仕様書および詳細設計書の提供を受けることが可能である旨、当該特定事業者の確認をとっていること。
⑸ 守秘性に関する要件
① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。
② 業務上知り得た情報については、当機構の監督職員の許可を受けた場合又は当機構が公開していることが明らかである場合を除いては、本業務以外の目的で使用してはならない。
⑹ 業務執行体制に関する要件
本業務の実施に必要な組織体制を有していること。
⑺ 業務実績に関する要件
「JDreamⅡシステム」と同等システムについての運用実績を有すること。
⑻ 品質確保に関する要件
品質確保のために必要な基準を有していること。
５．応募要件を満たす意思表示
応募者は、４．応募要件を満たす資料を作成し、別紙「参加意思確認書」に添付し、提出すること。
提出資料の様式は任意とするが、応募者の組織の意思決定が確認できる書類とする。
６．手続等
⑴ 担当部署
〒102―8666 東京都千代田区四番町５－３
独立行政法人科学技術振興機構　東京本部
情報提供部（契約担当）　鈴木　芳子　電話03―5214―8996　ＦＡＸ03―5214―8093
⑵ 説明書の交付期間、場所及び方法
平成22年１月15日から平成22年２月５日まで
上記５⑴の担当部署にて交付する。
⑶ 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
平成22年２月５日　午後５時
上記５⑴の担当部署に持参又は郵送すること。
７．その他
⑴ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
⑵ 公募説明会
行わない
⑶ 関連情報を入手するための照会窓口
５⑴に同じ
⑷ 当該応募要件を満たすと認められる者がいる場合の、一般競争入札方式による入札及び開札日の予定
履行期間変更の上平成22年５月21日頃を予定
⑸ ４⑴②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も、５⑶により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合には、当該公告で示す期限までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑹ 詳細は説明書による。
８．Summary
⑴ Naure and quantity of the services : Operation, operation support and maintenance for JDream Ⅱ system ; 1 set
⑵ Time limit to express interests : 5 : 00 PM, 5 Feburary, 2010
⑶ Contact point for the notice : Yoshiko Suzuki, Department of Service Planning and Coordination Division, JST, 5―3, Yonbancho, Chiyoda-ku Tokyo 102―8666 TEL 03―5214―8996. FAX 03―5214―8093.

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第20号

草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業に係る株式会社トップオートに対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の移転等についての通知及び照会については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

記

１　建築物等の表示　埼玉県八潮市大字大瀬字根通423番地１、同424番地１、同425番地１
建物（軽量鉄骨造平屋建事務所１棟、プレハブ造平屋建物置１棟、プレハブ造平屋建事務所１棟）
工作物等一式
２　移転期限　平成22年３月７日
３　摘要　上記の建築物等は、移転期限後は施行者において除却する。
なお、当該建築物等の所有者は、移転等期限までに自ら移転等の工事をする意思の有無を、平成22年２月19日までに下記回答先に回答されたい。
注意１　自ら移転又は除却する場合の補償金については、別途協議させていただきます。
２　移転等の完了前に建築物等の所有権を移転された場合は、その旨を新旧所有者連署の上、直ちに当機構埼玉地域支社埼玉常磐開発事務所補償第二課へお届け下さいますようお願いいたします。
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
回答先
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
埼玉常磐開発事務所補償第二課
（八潮市八潮一丁目27番地１電話048―998―8711）

平成22年１月15日
草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業
施行者
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　伊藤　節治

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。
平成22年１月15日
日本土地家屋調査士会連合会
〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名
平成21年12月１日付
神奈川2856菅野　哲広　　神奈川2857藤井　勇人
埼玉2451　若野　滋男　　埼玉2452　橋本　　靖
新潟2158　五十嵐猛八　　大阪3073　久保加奈子
大阪3074　前田　信明　　愛知2719　八木　政和
岐阜1209　上松　健司　　岐阜1210　平田　恵三
高知 655　横川　浩幸
平成21年12月10日付
東京7572　鈴木　圭一　　東京7573　三原　英雄
神奈川2858高橋　邦光　　千葉2060　篠田　健雄
大阪3075　辻　　康利　　大阪3076　山下　晃平
愛知2720　谷川　元康　　愛知2721　浅田佳寿優
福岡2160　駿河　克宏　　長崎 760　清水　寛之
平成21年12月21日付
東京7574　平沼　成彦　　千葉2061　本多　清一
栃木 884　山本　裕昭　　山梨 377　鈴木　政一
長野2545　林　　豊美　　長野2546　田中　健吾
広島1810　橋本佳代子　　広島1811　國光　　和
岡山1340　上田太久美　　佐賀 531　江副　　敬
宮城 981　升澤　宏之　　青森 746　堀内　　圭
青森 747　小林　一馬　　愛媛 823　岡野上竜二
〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名
平成21年10月８日付　福岡1712　東　　保臣
平成21年10月14日付　茨城 875　金田　　操
平成21年10月25日付　群馬 244　牧　袈裟夫
平成21年10月31日付　長野2129　北原　清次
平成21年11月５日付　熊本 883　濱水　晴夫
平成21年11月７日付　徳島 181　松端　康昌
平成21年11月８日付　高知 573　谷渕　保幸